

嬉監告示第4号
平成25年10月29日

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成25年度財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

嬉野市監査委員 西川 平七
嬉野市監査委員 副島 孝裕

平成25年度財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成25年度財政援助団体等監査の結果を、地方自治法第199条第9項の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 監査実施日

平成25年10月15日、16日、17日

2 監査対象

(1) 事業者名：伝統的建造物所有者（個人）

補助金名：嬉野市伝統的建造物群保存地区補助金

（重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業）

所管課：教育総務課

平成24年度事業費： 21,378,000円

〃 補助額： 14,609,300円

(2) 事業者名：白川製茶園

補助金名：嬉野市強い農業づくり交付金

(強い農業づくり交付金事業)

所管課：茶業振興課

平成24年度事業費： 88,979,100 円

〃 補助額： 40,485,000 円

(3) 事業者：農業者（個人）

補助金名：嬉野市さが農業農村振興整備事業補助金

(さが農業農村振興整備事業)【内野内野山区】

所管課：農林課

平成24年度事業費： 2,935,000 円

〃 補助額： 1,614,250 円

(4) 事業者：農業者（個人）

補助金名：嬉野市青年就農給付金

(青年就農給付金事業)

所管課：農林課

平成24年度事業費： 2,250,000 円

〃 補助額： 2,250,000 円

3 実施した監査手続

監査の実施にあたっては、財政援助団体等及び所管課から提出された資料及び関係書類について、事情聴取、その他、必要と認めた監査手続きを実施した。

4 監査の結果

(1) 伝統的建造物所有者（個人）及び教育総務課

補助金は、その目的に従い使用され、経理についても適切に処理されていたが、添付書類の一部に記載誤りがあった。

(2) 白川製茶園及び茶業振興課

補助金は、その目的に従い使用され、経理についても適切に処理をされていた。

また、現地確認を実施した結果、適切に措置されていた。

産地としての持続性の確保、収益力を向上するための取組の推進を認めた。

(3) 農業者（個人）及び農林課

補助金は、その目的に従い使用され、経理についても適切に処理されていた。

現地確認を実施した結果、適切に措置されていると認めたが、交付要綱が遡及適用されていた。法的安定性の点から好ましいものではなく、不適正な事務処理である。適正な要綱の制定に努められたい。

耕作放棄地の解消、発生防止により農業振興を図るための重要な事業であるが、農業関係者への周知が十分でなかった。関係団体等と連携をとり、周知徹底するよう努められたい。

(4) 農業者（個人）及び農林課

給付金は、その目的に従い使用され、経理についても適切に処理されていたが、給付申請書及び実績報告書の一部に誤りがあった。

給付金の給付決定後、確定前に給付金の支払が行われていたが、前金払いの事務処理がされていなかった。嬉野市補助金等交付規則第19条に基づく事務処理を徹底されたい。

5 まとめ

各補助金とも事務処理、経理及び運営について、その目的に従い使用されていたが、事務処理において、一部不適切な処理をされていた。

関係課については、書類の審査、様式の相違や、現地実施調査など、嬉野市補助金等交付規則及び各交付要綱等に基づく事務の遂行及び関係団体に対する指導の徹底、緊密な連携並びに公正かつ合理的な補助金の使用に努められたい。